

審 査 基 準

令和4年5月13日作成

法 令 名：技能検定員審査等に関する規則
根 拠 条 項：第16条第1項
処 分 の 概 要：教習指導員資格者証の再交付
原権者（委任先）：東京都公安委員会
法 令 の 定 め：
審 査 基 準：判断基準は、法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間：7日（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先：東京都公安委員会
問 い 合 わ せ 先：運転免許本部運転者教育課教習所係 電話03-3581-4321（内線7251-5273）
備 考：